

発議18号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書案については、反対の立場から討論をおこないます。

パチンコ・パチスロ機器メーカーの業界団体や組合が今年行った、パチンコ・パチスロ依存について初の全国調査結果では、依存を有する恐れのある人は0.9%、人口換算で国内に約90万人と推計できるとしています。その背景におられるご家族、親族も含めればパチンコ・パチスロ依存の影響は広範な国民生活と隣り合わせであり、社会を土台から腐らせる深刻な問題として、放置できないことは意見書案の通りです。また、我が党が繰り返し求めてきた、競馬場などに設置している現金自動預け払い機、いわゆるATMの撤去や、インターネットによる掛け金の限度額設定の導入は今年8月、政府のギャンブル依存症対策関係閣僚会議の方針に盛り込まれたことは評価をするものです。

しかし、意見書案文の記-1には「公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難」と明記されています。関係する各省庁が縦割りの無責任体制でとばくを運営し、ギャンブル被害を防ぐ統一的対策を取らずに来たことが依存症をうみだし、広げた根本原因ですから、その体制を擁護していると思われる内容は見逃せませんし、まずは各省庁が自ら所管するギャンブルについて、独自に、強力に依存症対策を講じることがまず優先だと考えます。

また細かな依存症対策を打ち出している現政府は、最悪のとばく場、いわゆるカジノを新たに日本に上陸させようとしているわけですから、政府の取り組みも、今意見書案もカジノ解禁のアリバイ、言い訳づくりのひとつと捉え、今発議に反対します。